



ジェンダー平等は「憲法の番人」から

今年の3月8日は、国際女性デーであった。国連女性差別撤廃委員会がジェンダーギャップ指数を初めて公表

した2006年、フランスは70位で、日本は79位だったが、19年にはフランスが15位まで上がり、日本は121位まで下がった。他国は本気で取り組んでいる。カナダでは、国会（下院）に女性の地位委員会を設け、すべての法や政策、予算が差別的でないか確認している。

差別がある社会に法を平等に適用しても格差は埋まらない。日本は来年にも、この国連女性差別撤廃委員会の審査を受ける。それは、ジェンダー差別が人権問題で、国際問題だという認識が日本には希薄だからだという。

それを露呈したのが、オリ・パラ組織委員会前会長長森喜朗の女性蔑視発言だった。日本は国連女性差別委員会

から勧告を受けるまでもなく、国内で自ら自己改革が迫られているのだ。

日本でジェンダー平等が進まない大きな要因のひとつに、司法の場での女性割合の低さが指摘されている。

「憲法の番人」とされる最高裁の判事15人のうち、現在女性は2人だけだ。最高裁は、性差別、選択的夫婦別姓という家族の在り方を問う訴訟も扱う。この裁判判決を左右するのに判事が同数でなければ女性差別はなくなるのではないのか。日本の市民団体「女性差別撤廃条約実現アクション」は、最高裁退官予定の判事後任に女性を任命することを求める要望書を出すそうだ。歩みを一歩前に進めるべく全力をあげていこう。

編集長 高原 敏朗